

名古屋地方裁判所民事一部単口係 御中

## 陳 述 書

愛知地域労働組合きずな  
書記長 大竹 信彦

### 1、私の経歴

私は、1985年10月に愛知地域労働組合きずな（以下、きずな）に加入し、1994年10月よりきずな本部常任執行委員となり、2003年6月29日の第24回定期大会で前専従役員河井孝徳さん（以下、河井さん）にかわって専従役員に選出され、現在にいたっています。就任当時の組合の役職は副執行委員長で、2004年6月からは書記長です。

### 2、2003年7月以前の合田享子さん（以下、合田さん）について

#### （1）合田さんの採用経緯

1995年4月、きずなはそれまでの名古屋駅西口のムツミビル7Fの狭い一室から現在の労働会館本館3Fに組合事務所を移転しました。当時私は非専従の本部役員でした。事務所移転に先だって、専従役員の河井さんから、「日常業務にくわえ、上部団体である愛労連の役員としての任務や愛知労働者福祉共済会（以下、愛知共済会）の専務理事としての任務、さらには当時増え始めた労働相談への対応などで昼間事務所を空けることが多くなったので、昼間にパートで実務を手伝ってくれる人が置けないか。財政が不安定で安定した労働条件を保障することが難しいことも考えて、できることなら失業中の組合員か組合員の奥さんがいい」と本部常任執行委員会に提案がなされました。他の役員からは「複数専従役員体制をめざすべきではないか」とか、「お金は大丈夫なのか」などの意見が出されましたが、当時、きずなは貯木アオイや東洋学園の二つの争議をかかえ河井さんが多忙であったこと、複数の専従役員体制は財政的にメドが立たないことなどもあり、週の何日か昼間事務所に詰め実務を手伝ってくれる人を捜すことに決まりました。

その後、加藤副委員長（当時）から「尾西支部の合田さんに話をしたところ乗り気である」との報告が本部常任執行委員会にありました。合田さんが組合員であること、ご主人が高校の正規教員で生活が安定していること、本人も意欲的であることなどが

ら、合田さんに4月から来てもらうことになりました。その際、河井さんから合田さんの出勤日や時間、賃金、業務内容などの勤務条件についても報告がされたと思います。私たち非専従の本部役員が手弁当で活動を支えてきたことは、組合員の誰もが知っていることで、合田さんもそういった実情を知ったうえでできずなの活動に協力してくれるのもだと思っていました。従って、一般企業が労働者を雇い入れる際の手続きについては、常任執行委員会では問題になりませんでしたし、合田さんからも「雇い入れ通知書」や「就業規則」の提示などの請求はありませんでした。

#### (2) 合田さんの就労実態について

合田さんは、はじめのうちは中央委員会（2ヶ月に1回、日曜日開催）にも出席していましたが、その後一年ほどして出席しなくなりました。河井さんからは、「賃金を払って出席してもらっているのに、会議中に私語多くて議論の妨げになるので、出席を遠慮してもらった。本人からも日曜日の業務は難しくなったと言ってきた」と、常任執行委員会に報告がありました。合田さんに組合活動をよく知ってもらうために中央委員会に出席してもらっていたのに、合田さんに会議に集中してもらえなかったことは残念でした。当時の私の認識としては、原因はともかくとして、河井さんと合田さんのとの人間関係が上手くいっていないことは、うすうすは知っていました。

その後、1999年、加藤副委員長（当時）から「合田さんから時給を上げて欲しいという要求があった」と常任執行員会に提案がありました。河井さんは「仕事もしていないのに賃上げか」と言いましたが、その時、私をふくめほとんどの役員が合田さんの就労実態を把握しておらず、ちょうど河井さんの給与改定の意見が中央委員会でも出ており、河井さんの賃上げをするのなら合田さんも賃上げしないと不公平感が残り、河井さんと合田さんとの関係がさらに悪化するのではとの配慮から、常任執行委員会は合田さんの賃上げ要求に応じることにしました。結局、その年は予算編成上、河井さんの賃上げは見送られ、合田さんだけ賃上げをするにとどまりました。なお、河井さんについては、1995年以降、河井さんが退職する2003年まで賃金改定はおこなわれていません。

### 3、2003年7月以降の合田さんについて

#### (1) 加藤副委員長による意向聴取

2003年5月、定期大会を翌月にひかえ、加藤副委員長（当時）と財政部長は2003年度の予算立てに苦慮していました。それは、組合員が年々減り続け、合田さんを雇い入れた1995年当時と比較して、年間170万円余りも組合費収入が減少

していたこと、河井書記長が退任することに伴って、多い時で年間90万円余におよぶ愛知共済会からの専務理事手当がなくなること、今年度実績88万余の小口募金が翌年以降は期待できなくなるという事態のなかで、予算編成の目処が立たなかったからです。「小口募金」といってもその実態は、労働相談などで加入した組合員の紛争や争議の解決金カンパによるもので、従来は争議資金・闘争資金会計に組み入れていたものを経常財政逼迫にともない、2002年4月末決算時(乙8号証)から「小口募金」として経常財政に繰り入れるようにしたものです。実際、2002年度には、日本情報サービス事件(会社倒産にともなう労働債権確保)や庄司建設事件(解雇無効裁判)などの大口解決金カンパがありました。当時の経常財政は、紛争や争議の解決金カンパという不確定な収入に頼らざるを得ないという苦しい状態だったのです。組合はこれまでも、組合員のたたかいのために積み立ててきた闘争資金を取り崩したり、きずな共済会からの借り入れで何とか経常財政をやりくりしてきました。それでもなお、現在の労働会館に事務所を移転した際、組合員から募った移転出資金200万円の内、60万円が未だ返済する目処が立たない状況でした。加藤副委員長は、この状態が続けば、来年度以降、専従役員の維持も困難になるだろうと危機感を募らせていたのです。

こうしたおり、愛知共済会が来年度、「セット共済」普及のため、新たに1年契約でパート事務員を募集することを知った加藤副委員長は、個人的な考えとして、合田さんにきずなの財政状況を理解してもらい愛知共済会の事務パートの話を受けてもらえないだろうかと思い、募集期限もせまっていたので、思い切って合田さんの気持ちを確かめるために電話をしました。加藤副委員長は、あくまでも自分が個人の判断で電話していることを前置きしたうえで、「今、来年度の予算を立てているんですが、組合財政はとてもきびしい状況にあります。組合員が年々減少し組合費収入も減り続けています。河井さんの退職にともない愛知共済会からの専務理事手当も入らなくなります。組合員のカンパで積み立ててきた闘争資金やきずな共済からの借り入れも限界です。ついては、愛知共済会が1年契約でパート事務員を募集しているんですが、もし合田さんに移ってもいいというお気持ちがあるなら、私からも愛知共済会にお願いしてみたいと思っています。」と切り出しました。合田さんは開口一番「それは私にきずなを辞めろということですか。」と言い、愛知共済会の仕事が1年契約であること、時給も下がるなどを理由にはっきりとその気のないことを返答したそうです。困った加藤副委員長は、「合田さんお気持ちは分かりました。それでは例えば、今、週3日の勤務を2日にさせていただくということは考えられませんか」と労働条件の変

更を提案しましたが、合田さんはそれについても明確に拒否しました。加藤副委員長はやむなく、「分かりました。合田さんのお気持ちは本部執行委員会に伝えて、来年度以降も同じ条件で続けていただけるよう努力はします。」と答えるほかありませんでした。しかし、合田さんは「来年以降も今の条件で雇い続けるとこの場で約束して下さい。」と加藤副委員長に強くせまりました。加藤副委員長は最後に「努力することはお約束します。この話は私が老婆心で合田さんの気持ちを聞きたかっただけのことで、本部でこういう話が出ている訳ではありませんから、くれぐれもこの場だけの話にして下さいね。」と念押しし電話を終えました。

## (2) 合田さんによる「解雇」という宣伝

ところが、翌日、本部には、「昨日、加藤副委員長からきずなを辞めてくれと言われた。反対して欲しいと合田さんから電話があった」と、複数の本部執行委員・中央委員から電話がありました。加藤副委員長は、すぐに合田さんに電話し、辞めてくれなどとは言っていないこと、次年度も同じ条件で働いてもらえるよう努力すると言ったこと、この場だけの話にして欲しいとお願いしたことなどを確認し、他の役員に事実を達して電話したことを注意しましたが、合田さんは、「解雇すると言ったも同じこと、私の組合員としての活動を邪魔しないで下さい」と激しい口調でまくしたて、一方的に電話を切ってしまいました。

以上のように次年度の予算立てに苦慮していた加藤副委員長は、合田さんに組合の厳しい財政状況の理解を求めたうえで、愛知共済会に移る気があるか否かを打診したのであり、いきなり退職を求めたものではありませんでした。

その直後の常任執行委員会では、合田さんについて来年度も引き続き同じ条件で勤務してもらうこと、ただし財政難であることから合田さんの勤務の期限を2003年5月1日から2004年4月30日の1年間と定めることを確認し、6月8日の本部執行委員会に予算案として提案することに決定しました。この予算案は、6月8日の本部執行委員会で承認こそされましたが、50名を超える組合員の純増がはたせない限り、赤字決算となる無理のあるものでした。なお、この本部執行委員会では、合田さんが所属する尾西支部の長坂本部執行委員が遅刻して参加し、懐から「合田さんの解雇反対」と書いた横断幕を広げて抗議し会議が紛糾する一幕もありました。しかし、常任執行委員会の提案した予算案がすでに執行委員会で承認された後であり、長坂執行委員もその予算案には納得して反対しませんでした。従って、「所属する尾西支部の役員の尽力もあって退職勧奨を取り消した」という合田さんの主張は事実ではありません。翌日、加藤副委員長は合田さんに電話し、「合田さんの意向を本部に伝え

何とか無理をして予算を組みました。しかし、2004年度以降の雇用については大幅な組合員純増が無い限りまったく目処が立ちませんので、雇用を来年の4月30日までの1年間として下さい。2004年度以降も雇用が継続できるよう組合の総力をあげて大幅な組合員純増をめざして努力しますから、合田さんも組合前進のために協力して下さい」と伝えました。しかし、合田さんは「私は期限の定めのない労働者です。今この場で2004年度以降の雇用も約束して下さい。」と詰め寄るばかりで、困惑した加藤副委員長は「2004年度以降の雇用については約束はできません。そうできるよう努力はします」と伝え、電話を終えました。

合田さんも8年間も本部事務所で実務にたずさわってきた以上、きずなのような個人加盟のしかも地域を主体として結集する特殊な労働組合の活動の困難さ、とりわけ組織建設の難しさは理解できているはずです。また、組合員数が減少していることや、これまで組合の経常財政を支えてきた愛知共済会の専務理事手当がなくなることが組合の財政にとってどれだけ大変な事態をまねくのかくらいは分かったはずです。にもかかわらず、合田さんが加藤副委員長の意向確認に対し、「本部が私を解雇する」と騒ぎ、組合に混乱をもたらしたことは、残念でなりませんでした。なお、合田さんはこのこの頃から、頻繁に支部役員や組合員と連絡をとるようになり、何年も出席していなかった支部会議にも毎回顔を出すようになりました。

### 3、2003年7月以降の合田さんについて

#### (1) 一緒に仕事をし始めた当初について

私は、組合専従に就任した当初の7月、昼食に出た折、お菓子などを買ってきて一緒に食べるながら歓談するなど、合田さんと出来るだけコミュニケーションをはかるようにしていました。しかし、その場で、合田さんから、前専従役員の河井さんのことを、「あんなに高額な一時金をもらっている専従者はこの労働会館にはいない。労働会館では河井さんのことを良く思っていない人もいる」など、悪口を聞かされました。合田さんと河井さんが上手くいっていないことをうすうす知っていたので、合田さんに、「今の話はここだけのことにしておいてね。」と話を切ったこともありました。ほどなくして合田さんのお父さんが亡くなられたこともあり、7月は事務所で顔を合わせたのは、2・3日ほどでした。

#### (2) 合田さんの組合提訴発言について

同年7月27日、尾西支部大会が開かれました。私はたまたま本部の代表としてこの支部大会に出席することになっていました。当日の朝、私は支部大会の会場である

稲沢勤労福祉会館に合田さんより少し早めに着き、大会が始まるのを待っていました。会場に現れた合田さんは、私の顔を見るなり「なぜ、大竹さんが来ているの。好きな事が言えないじゃないの」と言いましたが、その時点では、その言葉の意味することが何なのか分からなかった私は、のちに支部大会のなかでの合田さんの発言を聞いて大変驚くことになりました。

支部大会には一宮地区労連の副議長も来賓として同席をしてみえましたが、支部組合員ひとりひとりから順番に近況が報告され、合田さんが発言する番になりました。合田さんは、「5月の終わり頃、本部の役員から電話があり、解雇通告を受けましたが、支部のみなさんの奮闘のおかげで撤回することができました。しかし、今度は本部大会が近づいてきた6月になって、また同じ本部の役員から電話があり、一年契約にしてくれないかと言われました。私は今年できずなに勤めて9年目になりますが、有期の雇用契約を結んだつもりはなく、無期の雇用契約できました。弁護士にも相談しましたが将来本部を相手に裁判になるかもしれませんが、その時はまた支援をよろしくお願いします」と発言しました。私は、当時の加藤副委員長が5月の末に合田さんに愛知共済会へ移る気がないかと意向を打診するために電話をしたことをきっかけに、組合内が混乱したことも知っていました。しかし、合田さんが、愛知共済会に移るつもりはないと答えたこと、合田さんを従来の条件で2003年度も勤務してもらう予算を決定したことから、基本的に解決している問題であると考えていました。そこで、組合員が組合を裁判に訴えるなどということ、支部大会や他団体の来賓にいる場で発言することは好ましくないと思い、休憩時間中に支部の役員らを集め、「支部として何らかの対応をするよう」伝えました。その日の夜、石川委員長と加藤副委員長に尾西支部大会であったことを報告しましたが、加藤副委員長にはすでに長坂尾西支部委員長から連絡を受け、このことを知っていました。

### (3) 合田さんとの関係悪化の経緯

翌28日月曜日は、合田さんの出勤日でしたが、朝10時に出勤してきた合田さんはこれまでとは別人のような怖い表情で、私と一言も口をきこうとしませんでした。私は、昨日の支部大会での発言について、伝えるべきことを伝えなくてはと思い、話をする機会をうかがっていましたが、合田さんが頻繁に席を立つなど明らかに私を避ける態度をとっていたため、なかなか話すチャンスがありませんでした。合田さんが勤務を終える午後4時近く、私は意を決して合田さんの向かいの机に座り、「昨日の支部大会での発言のことだけど」ときり出しましたが、合田さんにすぐに「それは、本部としての見解ですか。それとも大竹さん個人の意見ですか」と強い口調で聞き返

してきました。私は、「昨日のことだから本部としてどうという話にはならないでしょ。あくまでも僕個人の考えだよ」と答えると、合田さんは「じゃあ、聞きたくありません」と言ったので、私は「まあ、そう言わないで聞いてよ。これから同じ職場でやっていく仲間として、胸につかえたままのモヤモヤを持っていたくないから」と言って、こう話を続けました。「昨日の支部大会の合田さんの発言を聞いた尾西支部の仲間が、合田さんの発言を他の支部の組合員に話したとしたら、それを聞いた他の支部の組合員が、あなたや尾西支部のことをどう思うか、考えて欲しい」と。そこまで話すと、合田さんは私をにらみつけ、「それは要するに私の発言がまずかったということでしょ。そうなんでしょう。」と、語気をあらげて私にせまりました。私はやむなく「そうだね、まずかったね。」と答えましたが、合田さんは「だったらそんな回りくどい言い方はせず、初めからそう言えばいいじゃないか」と言って席を立ち、帰りの身支度にとりかかりました。また、帰り際に合田さんは私に向かって「以前、私と主人のなれそめを聞いてきたけど、すごく気分が悪かったので、これからはそういう話は二度としないで下さい」と吐き捨てるように言い、事務所を出て行きました。

その後、7月30日水曜日は、合田さんの出勤日でしたが、合田さんは何の連絡もなく欠勤しましたが、これは、事実上無断で職場を放棄したものと言わざるを得ません。この日は、お昼頃、事務所に(株)〇〇〇〇さんという方から合田さんあての電話があったので、よく覚えています。翌31日木曜日から8月4日までの期間は、事務所の留守電に欠勤する旨の連絡が入っており、合田さんは出勤してきませんでした。合田さんが次に出勤してきたのは、8月6日水曜日であり、翌7日木曜日は出勤し、お盆をはさんで8月20日まで出勤はありませんでした。

しかし、このことがあって以来、合田さんの私に対する態度は一変し、翌年の2月まではまともに口をきかない状態となりました。また、合田さんは真夏でありながら、「節電だ」と言い、事務所のドアを開け放ちエアコンはいっさいつけさせませんでした。しかし、合田さんは本人は、適当に当組合が入居する労働会館の他団体の事務所へ行き、涼を取っていたようで、席を立ち事務所を出ていくことが頻繁にありました。夏場、町中のビルの一室で、カッターシャツにネクタイですごすことは、相当な暑さを強いられることでした。

#### (4) 合田さんの就労実態について

合田さんは「準備書面」のなかで、私に仕事内容を聞いても「三役とあなたが話し合っただけのことだ。僕にはわからん」という返事だけだったとありますが、それは、おそらく合田さんが、自分の判断で業務をおこなおうとした折のことをさすのだと思

います。その時、私は合田さんに「あなたにおこなってもらう業務については、まだ決まっていない。今、三役と各担当者で協議をしているから。」と言ったことはあります。それは、当時、同年7月20日の本部執行委員会で、合田さんの業務について明確にし専従役員である私の指示に従って業務をおこなってもらうこと、具体的な業務内容については今後常任執行委員会・本部執行員会で確認することを決めた後であり、合田さんにおこなってもらう業務について共済会・機関紙・財政の各担当者を交えて精査している最中だったからです。当時私も三役の一人であり、その私が「三役とあなたが話し合っただけで決めること」などと人ごとのように言うわけがありません。

なお、合田さんの業務を明確にすることについては、河井専従時代に合田さんがまともな業務をしてこなかったことが問題になったからです。合田さんは「陳述書」のなかで、河井専従から数々の仕事を教えられたと述べ、10項目にわたる業務を列記していますが、河井さんが合田さんにこのような業務を教えた事実はありません。当労組の組合員の多くは中小零細企業または臨時で働く者ばかりです。収入が少ないため毎月かつかつの生活の中で、組合費を拠出しています。その貴重な組合費が組合前進のために有効に使われていないことは放置できない問題です。大幅な赤字覚悟で合田さんを雇用する予算を組んだ以上、組合員から納得が得られる業務をおこなってもらうことは当然のことでした。くわえて、きちんと業務をおこなってもらうことで組合に対する帰属意識を合田さんに高めてもらいとの考えもあったからでした。それで7月8日の常任執行委員会で確認し、本部執行委員会に提案したものです。

しかし、そのような考えは、合田さんにはまったく理解してもらえませんでした。その後、三役と機関紙担当者として合田さんにおこなってもらう業務について確認が終わった後、私が合田さんに、機関紙読者の更新データの打ち込みを依頼した際、合田さんは「それは加藤さん（当時書記長で機関紙編集責任者）に聞くからいいです」と言って、私からの指示を受け付けようとしませんでした。以後、合田さんは私が事務所にいない時間に、加藤書記長（当時）の職場や、きずな共済会担当者である伊藤常任執行委員の職場や携帯電話に直接業務についての問い合わせの電話を掛けていました。困った加藤書記長や伊藤常任は、本部執行員会の決定を違え、仕方なく合田さんにメモで業務の内容を指示をせざるを得なくなりましたが、細かい点などが徹底できず業務が混乱することもあり、結局、合田さんに業務を依頼することはやめることにしました。

当労組の非専従の役員らの多くは、職場では組合員であることを非公然にしています。したがって、組合事務所から電話がかかってくることは、職場の上司や同僚に組

合に所属していることが発覚することにより、何らかの差別や圧力を受けかねない事態が生じる恐れがあり、大変深刻なことです。合田さんのこうした態度や行動を問題だと判断した常任執行委員会は、専従役員である私の指示に従ってこなうよう要請することを決め、8月に石川委員長が、11月に加藤書記長がそれぞれ合田さんと会いました。

石川委員長は8月の下旬に、合田さんと会い、私からの私の指示で業務をするようにとの要請しましたが、合田さんは「大竹さんは声が大きいので頭が痛くなる。事務所で電話する時、わざわざ私の前に来て顔を見ながら電話をします（事務所の電話は、合田さんの机とその向かいの机に設置してあるため、電話に対応する時は合田さんの正面を向かざるを得なくなる）。河井さんは後ろ向きで電話をしていました。委員長から大竹さんに注意して下さい」と私の悪口を言い始め、さらに「大竹さん以外の役員から仕事を下さい」と求めてきました。合田さんあまりに大人げない態度に、石川委員長はあきれたと言っていました。

その後も、合田さんは私に対する態度を改めようとしなければいか、加藤書記長や伊藤常任の職場へ電話を掛けて仕事を求める行動を行うようになったので、加藤書記長は11月に、稲沢市内の喫茶店「コロナ」で合田さんと会い、改めて専従役員である私の指示で業務を行うよう要請しました。加藤書記長は、①合田さんに依頼する日常業務を財政・機関紙・共済会の担当者で出しあって相談していること、②業務は担当者から大竹専従に依頼するので、具体的なことは大竹専従の指示に従って業務を行ってほしいことを伝えました。しかし、合田さんは「やってもらいたいことは私の机の上にメモを置いておいて下さい」と言い、私の指示で業務することについては一切受け容れようとはしませんでした。加藤書記長はさらに、「私たちは昼間、事務所にいないから具体的な指示はできない。担当者から大竹副委員長に依頼するので大竹副委員長の指示に従って業務して下さい」と重ねて要請しましたが、合田さんは「私は河井さんからも指示など受けたことはない」と要請を拒否をしたので、加藤書記長は、「一般でも労働者は少くも気に入らなくても上司の指示に従って仕事をしたいです。労働者が上司の指示に従って業務に従事するのは当たり前のことじゃありませんか。大体、あなたが専従役員に指示できないようにしてきたんじゃないですか」と説得したそうです。すると合田さんは「私には私の仕事があるんです。私は大竹さんの秘書じゃありません。大竹さんと上手くやっていく必要はありません」と開き直りと取れる事を言ったので、加藤書記長は、「普通の労働者のように上司の指示に従って普通に業務をおこなって欲しいと言っているだけです」と少し口論になったそう

です。加藤書記長は、場所が喫茶店でもあり、合田さんがお子さんを連れていたので、これ以上やり合いになってもと思ひ、「業務については、大竹専従の指示で行ってください」と改めて伝え、話を終えました。本部常任執行委員会に話し合いの結果について報告した時、加藤書記長は、専従役員の指示に従って業務をするという当たり前のことを最後まで受け入れようとしない合田さんの態度や、合田さんの言う「私の仕事」とは一体どのような業務をさすのか、まったく納得がいかないと言っていました。合田さんは陳述書のなかで、この時、加藤書記長が共済実務に関わって「助かります。伊藤さんから、教えてもらって、メモ書きなどで指示してもらって、やってください。」と発言したという記述がありますが、加藤書記長はそのようなことは一切言ってはいません。

結局、その後も合田さんは私とまともに口をきこうとしないだけでなく、私の視界を遮る位置に自分の机の上に置いてある造花の花瓶を動かすなど、私を嫌悪する態度をとり続けました。12月にはいり、冷え込む時期がきましたが、合田さんは夏場と同じように事務所のドアを開け放ち、「暖気が顔を直撃してポーとするから」と言って、いっさいエアコンのスイッチを入れようとはしませんでした。しかし、夏場は「節電だ」と言いながら、自分の足下には小型電気暖房機を置き、暖をとっていました。一方、私はコートを着るなど外出時のいでたちで手がかじかむほどの寒さに耐え執務をおこなわなくてはなりません。また、早く出勤していた私が事務所の床掃除を終えたことを伝えても、合田さんは「掃除をします」と言って、これ見よがしに窓を開け放ち、冷たい外気を事務所内に入れるなどの行為をすることもありました。

他にもあります。

①私に対する理由のない反発をするようになってからのことでしたが、河井さんが愛知共済会のコンピューターシステムのメンテナンスで長野県からこちらに来ていた時、合田さんは勤務時間中に事務所の電話で、河井さんのことについて「また来ているの。きっと運賃の安いバスで来て交通費の請求は電車代でおこなって、その分の差額を浮かしているんだわ」などと、根拠のない中傷を誰かと話していたこともありました。

②同じ頃、私が愛知共済会の基本共済の給付申請手続きの変更をめぐって私が愛知共済会の■事務局員とちょっとした口論となった時、合田さんがいきなり、愛知共済会の事務所に入って来て私に向かって「あたたの声は通るのよ。こんな小さな部屋でそんなに大きな声を出さなくてもいいでしょ」と怒鳴って出ていたこともありました。合田さんが退勤した後、合田さんのあまりにヒステリックな行動に驚いた■事務局員

がコーヒーを持って当事務所に来て、「さっきのことは、私は全く気にしてないからね。でもそうでない人もいるから」と気遣ってくれたくらいでした。

③また、組合員を解雇した〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇部長と事務所で交渉の折衝中に出勤してきた合田さんが、私に向かって「お茶くらい出したらどうなの」と強い口調で言い、〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇部長が訝しげな顔をされたこともありました。

④合田さんは、欠勤や遅刻の申告についても、私の許可を得ることもなく、事務所の予定表を指し、「ここに書いておくから」と言って、自分の都合で自由に遅刻や休みを取っていました。さらに、合田さんの勤務時間中に、私が外出から帰ってきて事務所に入ろうとした時、ドアが施錠されていたのでおかしいなと思い、1階ロビーのキーボックスでキーを確認しましたが、キーがなくしばらく事務所に入れなかったこともありました。

⑤合田さんは、自分の判断できずな共済会の給付申請の実務をおこなったことがありましたが、「脳死」状態の組合員さんを「死亡」と判断し、パソコンに入力し、あとになって共済会の伊藤専務理事が怒っていたことがありました。また、これも合田さんが自分の勝手な判断で共済実務をおこなった時のことですが、共済会の書棚のキーは事務所の私の机の長引き出しの中に入れてありますが、それを別の机の引き出しにしまい込んだため、キーの紛失騒ぎになったこともありました。この時、伊藤専務理事は事務所中を家捜しなくてはなりませんでしたが、そのことを伊藤専務理事は、「本人にメモで注意をしたが、本人は自分の行動を正当化するだけで反省しようという意志がまったくない」と言って怒っていました。

合田さんは、労働者を「他人の指揮監督の下、報酬を得て労務を提供する者」と主張していますが、合田さんの就労実態をみるかぎりとうてい労働者とは呼べるものではありません。合田さんは、河井さんが専従役員であった頃は、事務所内のきずな共済会の書棚やパソコンなどはほとんどさわることがなく、決まった実務はしていませんでした。合田さんのように、自分の好きな時に事務所に来て、好きなことをし、それを指揮監督権を持つ立場にある者に注意指摘されると、ふてくされて反抗し、専断的な言動におよんで組織を混乱させるような行動をとっていました。財政問題もさることながら、このような人を組合が雇い続けることは、組合事務の円滑な遂行にも支障を来す事態となりました。

#### (5) 雇い止め決定に至る経緯

2004年1月にはいり、年度も後半をむかえましたが、組織拡大での奮闘がありましたが、前大会時の現勢を維持することができず、財政は大変厳しい状況にありま

した。そのこととと、昨年石川委員長と加藤書記長の2度にわたる合田さんとの話し合いをふまえ、1月31日に合田さんと本部三役（私・石川悟委員長・加藤健二書記長・石川実副委員長）・財政部長・伊藤常任（共済会専務理事）とで話し合いを持つことにしました。加藤書記長が専従役員である私からの指示で業務をおこなって欲しいと話を切り出すと、合田さんは、「私はこの人の便利屋ではない。この人は、労働会館に入居する他団体の事務所には挨拶に行ったのに、私には何の挨拶もなかった。声を聞くだけで蕁麻疹が出る」と吐き捨てるように言いました。その言葉を聞いた加藤書記長が、「専従役員は言うなれば組合の看板だ。そういう言い方は」と言うと、合田さんは「私はこの労働会館の顔です」と言い返す場面もありました。私はいたたまれず発言しようとしたのですが、他の役員らに制止され発言をひかえました。さらに、合田さんは昨年7月の支部大会での自分の発言を私に注意されたことに自ら触れ、「この人は私の勤務時間中に、私が支部でおこなった組合活動を批判した。これは明らかな不当労働行為なので、今後は止めるように注意をして欲しい」と訴えました。しかし、それを聞いた加藤書記長は、「組合活動が専従役員の仕事だ。組合活動上問題を感じればそのことを注意指摘するのは当たり前。僕が専従役員でも大竹君と同じように合田さんを注意していた。」との考えを伝えました。

また、合田さんの勤務条件に話がおよんだ時、合田さんが「私の勤務時間は朝10時から午後4時30分で、お昼の休憩時間をはさんで1日5時間30分です」と言うの聞いて私は一瞬耳を疑い、思わず「え、5時間じゃないの。だっていつも4時に帰るじゃない」と言うと、合田さんは明らかに動揺して「5時間30分です」と小さな声で答えるだけでした。合田さんは、時には4時半近くに帰るときもありましたが、大抵は4時に身支度をして帰るのが常でした。時々4時少し前になると、多分ご主人だと思いますが、決まって当事務所を間借りしている「臨時教員制度の改善を求める会」の電話（合田さんの机の隣の電話）にお子さんの保育園へのお迎えなどの連絡確認の電話がありましたから、時間はよく覚えています。そのやりとりを聞いていた安井財政部長が「お給料は1日5時間30分で請求され払っている」と言いましたが、これは明らかに組合に対する背信行為だと私は思いました。合田さんの出勤簿については、合田さん自身が自分で出退勤時間の記帳と押印、月間労働時間数と賃金計算をおこない、その請求額にもとづいて財政部長が毎月の給与を用意していました。合田さんが午後4時ではなく午後4時30分で帰るようになったのは、この日以降のことでした。

最後に加藤書記長から「専従役員の業務指示に従えなければ辞めてもらいます」、

財政部長からは「今期も後半期に入ったが、組合員が減って財政は本当に大変な状況なんです。そのことも理解して下さい」と、合田さんに伝え、この日の話し合いは終わりました。ところが、この直後から合田さんが、他団体へも「自らの雇用問題」を持ち出したため、組合はその対応に追われることになりました。

2003年度第16回本部常任執行員会では、財政に現状について、1月31日現在の決算状況として『専従者生活補償基金』から53万8千円を専従者の給与支給のために繰り入れても、なお91万6千円余の経常費赤字が発生していることを確認しました。それとあわせて1月31日の合田さんと本部役員との話し合いの結果も報告されました。この本部常任執行委員会は、財政の現状とこの間の合田さんの役員に対する態度と専断的な行動で組合を混乱させたことなどを勘案して、合田さんの雇用打ち切り問題について、同年2月5日におこなわれる2003年度第8回本部執行委員会に提案することを確認しました。第8回本部執行委員会では、「財政上、経常財政では、合田さん雇用の目処が立たないのであれば、これまでも取り組んだように組合員にカンパを募ってでも何とか雇用確保は出来ないか」などの意見も出されましたが、一方で「退職するという前提での餞別金カンパならともかく、合田さんを雇用するために組合員にカンパを訴える自信はない」という意見も出されました。また、複数の本部執行委員からは、「河井さんと合田さんが一緒に事務所にいた時の空気は非常に陰悪だった。」「昼間たまたま事務所を訪れた組合員から、本を読んでいるだけで仕事をしていない。あの人は一体どういう人なのかと尋ねられ困惑した」「合田さんが出勤している日に事務所に電話をしたが、留守電になっていた」「合田さんから河井さんの悪口をさんざん聞かされた」「事務員がいるのに何で事務所がいつも雑然として、湯飲みも洗ってないの」「仕事もしない人をみんなの組合費で、なぜ雇わなくてはならないのか」などの意見が次々に出され、議論の末、①4月30日をもって合田さんの雇用は打ち切る、②再就職活動を考慮して3月1日以降の出勤はしなくてもよい、但し出勤・欠勤の如何にかかわらず3月・4月分の給与は支給する、③退職餞別金として1ヶ月分の給与を『専従者生活補償基金』から繰り出して支給するという三点と、上記の三点を2月中に合田さん本人に通告することを決定しました。また、通告するにあたっては、合田さんの勤務態度にも問題があったものの、合田さんの組合員としての名誉を守ることと、どれだけ集められるかわからないけれど河井さんが退職した時と同じように組合員にカンパを呼びかけて出来るだけのことはしようとの思いから、雇用打ち切りの理由についてあくまでも財政問題だけにすることもあわせて確認しました。また、この時、累積債務の返済や安定した組合財政の確立をめざして、全

組合規模での財政に関する検討論議する時期にきているのではとの意見が出され、これを受けるかたちでのちに「財政検討委員会」が発足することになりました。

2月29日に加藤書記長と伊藤常任が尾西支部会議に出向き、第8回本部執行委員会の決定を合田さんに伝えることになりました。加藤書記長が、合田さんに「財政が大変厳しい状況にあり、4月30日をもって雇用を打ち切ることにします」と話を切り出すやいなや、合田さんは「私は期間の定めのない労働者で解雇は認められない」と突然立ち上がり、会議場設置の黒板を使って、「大竹さんが愛知共済会の専務理事を引き受けないから自分の給与が出なくなった。共済会の専務理事を引き受けない大竹が悪い」と一方的にまくし立てたので、加藤書記長は「専務理事は愛知共済会が決めることで、きずなで決められることではない」と反論し、さらに「今年度、秋の拡大月間で組合員を増やす努力をしてきたが、組合員が前年度よりも減少して経常財政は大変厳しい状況です。くわえて、愛知共済会からの専務理事手当もなくなるので、雇用継続の目処が立ちません。組合の財政状況について疑問点があれば何度でも説明します」と伝えました。すると合田さんは、突然「もういいですか。帰ります」と会議場を退室されようとしたので、同席した伊藤常任が「合田さん」と呼び止ようとしたが、それを振り切って帰ってしまったので、②・③の条件については伝えることができませんでした。従って、合田さんの「陳述書」にある「合田さんの『数字を示して分かりやすく説明して欲しい』という要請に対し、加藤書記長は『過去の決算書を見れば分かるはずだ。とにかく赤字で給料が払えない』」という陳述は事実ではありません。この時、合田さんは大竹が愛知共済会の専務理事を引き受けなかった理主張して帰られたのであり、そんな合田さんが組合財政に関する具体的説明を求めざるはずはありません。この時、むしろ加藤書記長は合田さんに組合として財政状況についての説明に何度でも応じると答えたにもかかわらず、合田さんがそれを無視してその場を立ち去ったというのが事実です。結局、②と③の条件については、3月1日以降も合田さんは出勤をしてきたので、正確な日付は特定できませんが、3月の初めの頃だったと思います、事務所で私の方から合田さんに伝えざるを得ませんでした。それを聞いた合田さんは「そんな大事なことを言ってくれないなんて困るわ」と、その時私に言ったことを覚えています。

★それから、3月初めに、当労組が入居する会館で働く人たちに対して、合田さんが「きずなが私を首にしようとしている。『守る会』を作って徹底的に闘うつもりです。私には組合員名簿があるので、組合員に直接手紙を書き支援を訴えるつもりです」と言っているという話が、私の耳に入りました。私は、合田さんが今回の件を組合内

部で解決しようと思わず、他団体に持ち出したことに大きなショックを覚えました。また、職務上知り得た組合の情報を個人的な目的に使うとする合田さんの行動は問題だと思います。私は、すぐに、石川委員長と加藤書記長に連絡を取り、3月6日に予定されていた合田さんが所属する尾西支部の会議に出向き、せめて組合員名簿だけでも返してもらおうようにすることとしました。翌日、私は、石川委員長と伊藤常任とともに尾西支部会議に行き、合田さんに「組合名簿を持っているんだったら、返して欲しい」とお願いしました。その翌日の3月7日には第9回本部執行委員会が開かれ、この事件についても報告されるとともに、加藤書記長から、合田さんが過去5年間の定期大会で決定した決算書の開示を求めていることも報告されました。執行員会は、①開示には応じること、②事務所で閲覧してもらい、メモはかまわないがコピー等事務所からの持ち出しについては応じられないことを決めました。その後3月10日前後だったと思いますが、合田さんに決算書を開示し、「事務所のなかで見て欲しい、メモをとるのはかまわなけど持ち出しはいけない」と、3月7日の本部執行委員会で決定したと伝えました。しかし、合田さんが、コピーを強く希望したので、私は、加藤書記長と相談の上、コピーも認めることとしました。

その数日後、合田さんは先日渡した決算書のうち2001年度の決算書(乙7号証)を示し、「未払い金として-975,134円ってあるけど。これはどういう意味だろうか。大竹さんも一緒に考えて欲しい」と質問してきました。専従になって1年に満たない私は、過去の決算書の細部についても詳しくは分かりませんが、整理解雇だと思っている合田さんに対し、財政状況についての疑問に答えるのは当然の義務だと思ったので、執務を中断してこう言いました。「毎月組合費と一緒に共済会費や争議資金・闘争資金・専従基金を集めてるでしょ。経常費、特に給与や家賃などの固定費は毎月決まった時期に必ず支出しなくてはならないでしょ。だから組合費と一緒に集めた共済会費や争議・闘争資金などを一時的に流用して固定費などを優先して払うことで毎月何とかやりくりしてきたんだわ。だけど決算時には、流用した共済会費や争議・闘争資金などはそれぞれの会計に納めなくてはならなくなるでしょ。この年は、共済会の決算時に共済会へ支払わなくてはならないお金が975,134円あったけど、現金がなくて納めることができなかつたんだよ。これまでの決算であれば、このお金を共済会からの借入金として処理したんだろうけど、この年度はすでに共済会から20万円の借入をしているでしょ。今年だけでなくすでに累積で共済会からは130万円を超える借入金があったので、これ以上共済会からの借り入れは無理だったんだ。それで仕方なく闘争資金から975,134円を借りて共済会に支払い

を済ませたんだ。だから、翌年度の予算書および決算書見ると、闘争資金から975,134円借り入れてるでしょ」と、合田さんにはお金の流れについて説明しました。くわえて、愛知共済会についても、財政状況が大変厳しくて、大平専務理事（当時）にはまったく専務理事手当が支給されていないことや、すべての準備金などを取り崩して予算を立て、もう取り崩すものがなくなっている状態であること、だから愛知共済会からの事業収入は望めないことなども説明しました。これらの話を通じて合田さんには、きずなの財政が大変苦しい状況にあることは一定理解が得られたものだと思っていました。

また、3月8日、正午前になって、合田さんから急に『雇用証明書』（甲8号証）に事業主の印が欲しいと申し出がありました。しかも明日までに出さなくてはならない、だから今日中に必要だと強く求めてきました。私は、「すごく急だね。今日中と言われても、私一人の判断では処理できない」と言うと、「急に出すように言われたの。これを明日出さないと子どもが学童に入れなくなるかもしれない」と言って懇願しました。すると、「臨時教員制度の改善を求める会」の電話がなり、合田さんのご主人からで、「いつも女房がお世話になっています。『雇用証明書』の件ですがよろしく願います」と言うので、私は、「待って下さい。今、合田さんは微妙な状態なんです。」答えると、ご主人は「それは女房から聞いて知っています。あくまでも子どもの学童への入所のためもので、それ以外のものではありませんので、よろしく取りはからって下さい」と言うてきました。私は、辞めてもらうことを伝えて間もない時期であり、あまりに急な要求だったので少し変だとは思いましたが、懇願する合田さんやご主人の学童入所の目的以外のものではないという言葉信じて合田さんの意に添うようにしてあげたと思い、石川委員長と加藤書記長に連絡をとりました。あいにく委員長とは連絡が取れませんでした。加藤書記長とは連絡が取れ、要件を伝えて確認を求めました。加藤書記長も「まあ、いいでしょう」と言ったので、合田さんが提示した『雇用証明書』に組合印と委員長印を押して渡しました。合田さんは「ありがとうございます」と言って受け取りましたが、こんなかたちで証拠として使用されたことが、とても残念です。

この頃から合田さんは、私や加藤書記長に対し、『解雇理由証明書』を執拗に求めるようになりました。『決算書』の開示や『雇用証明書』の請求などもあり、本人の要求に誠意をもって答える意味から4月16日の第23回本部常任執行委員会で内容を確認し、合田さんに交付しました。また、この間、合田さんが所属する尾西支部のなかでも、この問題で何度なく話し合いが持たれたし、3月13日には尾西支部の要

請を受けて本部からも三役がこの問題に関する質問に答えに出向きもしました。さらに、他団体の役員からも「合田さんから守る会をつくりたいからと支援を求められた。事情を聞きたい」という問い合わせが尾西支部の役員にあり、支部役員と加藤書記長が事情を説明に行ったこともありました。

## 5、代理人との交渉経過

### (1) 2003年5月から同年7月20日までの経緯

4月になっても合田さんは、これまで以上に休むことなく出勤しましたが、その頃から一心にメモを記録しているようでした。

4月末に代理人から内容証明が届き、4月30日以降も合田さんは出勤を続けてきましたが、私が話しかけるとテープレコーダーを回すなどもありました。また、合田さんは「陳述書」のなかで、6月3日に部屋を閉め出され帰れずに困ったと述べていますが、閉め出したわけではありません。この時、合田さんは黙って事務所を出て行きしばらく帰って来ませんでした。愛労連から労働相談の要請があり、カギをかけずに事務所を無人にするわけにはいかず、施錠してカギを1階のキーボックスに収納して愛労連に出かけました。このことは、あとで合田さんに説明したはずなのに不誠実と言われるのは大変心外です。合田さんは勤務時間中に黙って席を立ち事務所を出ることが度々あり、時には、合田さんが私の外出中に事務所を施錠してカギを所定のキーボックスに保管せず、私の方が事務所を閉め出されたことがありました。

5月13日、私と石川委員長・加藤書記長の三人で合田さんの代理人中谷弁護士と一回目の交渉を持ちました。組合からは、『本部財政の現状について』という書面の提示と財政状況の説明をしました。中谷代理人からは、組合からの財政状況の説明に対し「分かったような分からないような」と感想を述べられ、過去数年間の財政状況をしめす資料の提出と、話し合い期間中（6月27日の第25回定期大会まで）の条件についての提示が求められ、あわせて組合の提示した条件如何によっては、「地位保全の仮処分」の提訴をする用意があることが改めて伝えられました。この時、財政状況の説明の際、私は「こんな状況になって、専従を辞めたいくらいです」と思わず発言しました。それは、正確な組合員数が専従役員に選任されて以降分かったことや、河井さんが専従役員であった時期に組合財政を支えてきた愛知共済会も財政逼迫状況にあることなどから組合の財政が大変厳しい現状にあるという現実と直面し、今また、それに加え組織内部での紛争を抱えなくてはならなくなったという困難から、発した愚痴のようなものでした。中谷代理人は県下を代表する労働弁護士であり、共に県下の

労働運動を前進させる立場であり、当組合の厳しい現状について理解していただけるものだとの考えもありました。しかしながら、今にして思えば、それは私の認識の甘さであり、使用者側の代表者が交渉の場で発言する内容としては適切さを欠いていたと思います。

5月27日に、中谷代理人との2回目の交渉が持たれましたが、これ以降の交渉は主に石川委員長と加藤書記長の二人が対応することになりました。この交渉では組合から1995年度から2003年度までの予算・決算書と、財政状況をまとめた各大会の2号決議を前回交渉時の求めに応じて資料として提出しました。この時、加藤書記長が資料の内容について説明しようとしたのですが、中谷代理人からは「これはまたあとで検討させてもらいます」と言ったので、加藤書記長は「分からないところは質問していただければ調べてお答えさせてもらいます。事務所に来て調べていただいても結構です。」と返事をしました。しかしながら、その後の交渉では中谷代理人からは財政にかかわる具体的質問は何もありませんでした。なお、この時、組合からは金銭的解決をはかりたいこと、交渉期間中（本年6月末日まで）の賃金については補償すること、話し合いでの解決を望んでいると答えるとともに、組合事務所のカードキーの返却を求めました。

この交渉では、中谷代理人から「解雇の理由は財政上のことだけですか」との質問があり、加藤書記長は河井専従と上手くいってなかったことや、何人かの組合員から合田さんについて聞いた事実を交えて、勤務態度にも問題があったことを伝えました。中谷代理人は、「やっぱり財政だけでじゃなく、そういうこともあったんですね」と頷いていたそうです。

また、この交渉時に中谷代理人から、愛労連の地域労組づくり構想のなかで今回の問題の解決をはかってはどうかとの提案がありました。石川委員長も加藤書記長も突然の提案でもあり、普段から愛労連の運動に深く関わりをもった活動をしているわけではなかったこともあって戸惑いがあったそうです。とにかく、二人ともかねてから県下の地域労連ごとに地域労組が確立されていくことが望ましいと考えていたこと、何よりも代理人に誠実に対応しようという考えから、一度愛労連に相談をしてみるとその場は答えました。しかし、原告が主張するように愛労連の地域労組づくりの構想のなかで、合田さんの雇用問題の解決をはかるなどという約束はしていません。なお、この時、中谷代理人から「あなたたちからは言いにくいでしょう。私は愛労連の見崎議長や樽松事務局長と親しいから私から話をしてみましよう。」という発言があったそうです。6月1日の本常任執行委員会に第2回目の交渉結果について加藤書記長か

ら報告がありましたが、「愛労連の地域労組づくり構想のなかで今回の問題の解決をはかったらどうか」と中谷代理人から提案があったことを聞いたことから、少なくともきずな単独では合田さんの雇用問題を解決できないくらい組合の財政が厳しい状況にあることは理解していただけたものと思っていました。

後日、6月16日の愛知共済会理事会終了後、愛労連の見崎議長（愛知共済会理事長を兼任）から、「先日、中谷さんが合田さんの問題で話がしたいと言ってきたが、きずなから私に相談があれば、話は聞くと言って、話の内容については聞かずに帰ってもらった。」という話が私にありました。私は、すぐに石川委員長と加藤書記長にこの事を報告し、交渉のなかで出された提案について誠意をもって対応すべきこと、解雇を回避するためにあらゆる可能性を探ってみるべきとの考えから、早速見崎議長を連絡をとり、6月20日午前10時に、見崎議長と石川委員長・加藤書記長・私とで、中谷代理人からの提案について話し合いを持ちました。話し合いでは、確かに愛労連は「組織拡大3ヶ年計画」のなかで、地域労組づくりの方針を提起しているが、県下25ある地域労連のなかで専従を配置し日常的に活動が追求できている地域労連は数少ないこと、愛労連に加盟する単産組織のなかでも地域（職場の外）での組織化の議論が不十分であること、したがって地域労組づくりという方針と運動の現状とのあいだには乖離があることなどが話題となりました。結局、「組織拡大3ヶ年計画と今回の合田さんの雇用問題とは切り離して考えるしかない。きずな独自で解決をはかること。」との見解が見崎議長からしめされました。

なお、この6月20日の夕刻、加藤書記長は合田さんと名鉄国府宮駅前で会話した際、午前中の見崎議長との話し合いの結果について「運動論と雇用問題とは切り離して考えること。きずな独自で今回の問題の解決をはかることと言われた。従って組合としての選択肢は狭いことになる。」と伝え、理解を求めました。しかし、合田さんは、加藤書記長に対し、「大竹さんは、自分に対して威圧的な態度をとる。あの人が専従をやっていたらきずなはダメになる。辞めてもらった方がいいんじゃないですか。加藤さんも前に専従なしでもいいって言ったじゃないですか。専従がいなくても私が事務所を守りますから。」と言ったそうです。加藤書記長は「専従が決まらなければ、当面専従なしでやっていくしかないと言ったんだ」と反論しましたが、本部役員が新しい専従に団結して組織の前進をめざそうとしている時に、合田さんが大会で選出された専従役員を「辞めてもらった方がいい」などと言うことは、大きな問題だと感じたそうです。

6月27日には第25回定期大会が開催され、代議員として出席していた合田さん

は、自らの賃金を含まない予算案に対し発言はなく賛成に挙手しました。大会終了後の新旧交歓会でも、「なぜ、合田さんが予算案に賛成したんだろう。大会に参加して組合員のたたかう姿勢や発言を聞いて辞めることを納得してくれたんだろうか」と、話題になったほどでした。

7月2日、石川委員長と加藤書記長が中谷代理人と会い、6月20日の愛労連見崎議長との話し合いの結果について報告し、「6月分の賃金は専従基金からの繰りれで対応したが、7月以降の賃金については支払うことできない。退職金募金を呼びかけ、組合として出来るかぎりの誠意を尽くしたい」と伝えました。中谷代理人からは「合田さん本人が本部の役員と話がしたい」と言っていると言うので、話し合いには応じると返答しました。なお、この時、合田さんから①2003年度決算書、②2004年度予算書、1995年度から2003年度の③現金出納帳・④総勘定帳・⑤補助元帳・⑥残高試算表・⑦精算書・⑧財務諸表・⑨その他帳簿、⑩専従者生活基金・争議資金・闘争資金の発足時からの会計記録、⑪「きずな共済会」の設立時から2003年度までの③から⑨の帳簿類を用意してくるようにとの要請もありました。

7月10日に予定されていた話し合いは、集中豪雨のため鉄道が不通になり、7月20日に延期となりましたが、きずなからは石川委員長・加藤書記長・石川実副委員長・伊藤共済会専務理事・安井財務部長が出席し、合田さん本人と中谷代理人との間で1時間半ほど持たれました。話し合いに先だって要請のあった帳簿類については合田さんはまったくふれず、「会計の専門家にきずな決算書を見せたが、こんなやり方じゃあ一般企業では通用しない。試算表がない。貸借対照表がない。」などと、一方的にまくしたて、「大竹さんが愛知共済会の専務理事をやらないなら、私を専務理事に推薦するように加藤さんに言ったのに、推薦しなかったのは不誠実だ。今からでも私を専務理事に推薦しなさい。」と主張したそうです。

また、合田さんは2004年度予算をしめしながら、「まず、大竹さんの給料を20万～22万円にして、ボーナスをゼロにしなさい。私の時給は800円にしてもいい。」と言い、「ダスキン、これもやめましょ。NHKもやめましょ。愛労連、これもやめましょ。健康センターそれから原水協、これもやめましょ。」と言い並べ、さらに専従者生活基金を給与にすべて繰り入れるように要求しました。そして、「これだけ減らせば、年間で100万円以上うきますよ。私一人どころか、もう一人事務員が置けますよ。」と主張したそうです。この話を聞いた加藤書記長が「会費を払わないということは、愛労連をはじめこれらの団体を脱退することですよ。」と指摘しましたが、合田さんからは何も返答がありませんでした。話し合いに出席した役員たち

は皆、合田さんが一方的にまくし立てる格好のものでとても話し合いと言えるようなものではなかったと感想を言っていました。

最後に、加藤書記長が経費節減案についてだけ回答すればいいのかを確認したところ、合田さんは「それでいいです」と返答し、明日の昼までに回答するよう求めてきました。加藤書記長は、「7月24日の本部執行委員会で、合田さんの提案を検討させてもらい、来週早々に代理人に回答する」と言い、石川委員長が中谷代理人に電話で返答することを確認しました。7月24日の本部執行委員では、「専従役員のボーナスをゼロにすること」、「愛労連・健康センター・原水協の会費を払わないこと」の提案は受け容れることは出来ない、その他の経費削減案は次年度以降の予算編成の参考にする、以上を確認しました。この結果を7月26日に、石川委員長が中谷代理人に電話で伝えました。

## (2) 提訴までの経緯について

8月8日には、合田さんが所属する尾西支部の大会があり、大会時間の半分以上を合田さんの雇用問題で費やしましたが、合田さんは「これまで本部と話し合ってきたが誠実な対応がない。やむなく訴訟することにした。みなさんに迷惑をかけてはいけないので見守って欲しい」と発言しました。その後、豊田支部長の河井定泉さんや元東部支部の役員だった山口さんから、合田さんから「きずなを提訴することになった。支援して欲しい」という内容の手紙をもらったという問い合わせが本部に寄せられました。

また、合田さんが、「私の話を聞いて欲しい」と電話で要請してきたと複数の支部役員から本部に問い合わせがありました。本部執行委員会としては、各支部に対し「合田さんの要請については支部の判断に任せる。」ことを確認しました。支部のなかには合田さんの要請を受けて、話し合いの場を持った支部もありました。しかし、合田さんの話の内容は、この間の本部の役員の発言をふくめた経過がほとんどで、組合員としてどのように活動してきたのか、仕事のこと、組合員のことなどは語られなかったそうです。話し合いに参加した組合員からは、「どういう働き方がしたいのか」「合田さんの働き続けたいという思いが見えてこない」「何のために復帰し、何のために働くのか、組合で何がしたいのか分からない」「『身分』だけがあるのではなく、仕事の中身が問題だ」「9年間働いてきたなかで、組合員として、職業人としての喜びは何だったのか。その喜びが見えない。『裁判』はものすごくエネルギーのいる辛いこと。もっと自分のことを語って欲しい」と次々に発言があったそうです。話

し合いの最後に、話し合いを継続すること、今回の話し合いをふまえいきなり提訴はしないこと、提訴する前に話し合いを持つことを確認して別れたそうです。しかし、合田さんからは事前に話はなく、「提訴した」という事後報告だけがされたことに、合田さんの要請を受け容れた支部の役員は残念でたまらないと言っていました。

9月の中旬頃、愛労連の見崎議長から「中谷弁護士と同じ事務所の高木弁護士からきずなの三役と話がしたいという要請があったがどうするか」と私に電話がありました。私は、他の三役と早速相談しこの要請を受けることにし、9月25日に見崎議長立ち会いで話し合いの場を持ちました。高木代理人からは「時給800円に下げる。労働時間は従来通り。雇用契約期間を3年とする」という提案がありました。「金銭的な解決の可能性はありませんか。また、3年後の契約はどうなりますか」という組合からの質問に対し高木代理人は「あくまでも雇用継続です。3年後の雇用契約についてはその時点で考える」というものでした。私を含めた組合三役は、明日、本部執行委員会があるので、そこで検討させてもらいますと返事し、その話し合いを終えました。翌日の本部執行委員会では、3年間の雇用経費を捻出することは難しいこと、仮に3年間雇用を継続したとしてまた雇用継続ということになればさらに苦しい状況になること、組合員に退職金カンパを募って出来る限りの誠意をしめすことを確認し、石川委員長から代理人に本部執行委員会の検討結果について伝えました。

提訴後、合田さんは支部の役員だけでなく、多くの一般組合員や機関紙「月刊きずな」読者へも手紙や訴訟関係文書を送っています。支部の役員からは、「まったく面識のない合田さんから『ニュース』や訴状などが送りつけられ、びっくりした。どうして私の名前や住所が分かったんだろう。組合に加入していることは非公然のはずなのに、とても不安だ」と組合員から報告があったと本部に連絡がありました。きずなの組合員の多くは非公然で、組合に加入していることが分かった時点で、雇用に直接影響する問題が発生するような厳しい状況の職場に勤めている仲間も少なくありません。そういったきずなの仲間の置かれている状況をまったく配慮しない合田さんの行動には疑問を感じます。

## 6、組合財政について

### (1) 提出した「決算書」について

合田さんは、「提出された決算書自身が実際に大会で承認されたものかどうか疑わしい」と言われていますが、裁判所に証拠として提出した決算書は、大会で承認された決算書に相違ありません。

## (2) 組合の財政活動の実情について

きずなの組合員の多くは中小零細企業に勤める労働者ですが、歴代の財政部長（財政責任者）も経理の専門知識や経験もない中小企業の労働者でした。たいていは仕事を終えて夜の8時か9時頃あるいは休日に組合事務所に来て財政管理の実務をおこなってきました。彼らは会計実務の専門的な知識を持っているわけではありませんが、組合員が納入した貴重な組合費を組合の前進に資するために全力をつくしてきました。

毎月の組合費回収についても、地域労働組合であるが故の困難性が常にありました。県下ほぼ全域に組合員は点在していて、基本的には毎月の組合費は郵便局の自動払込制度を利用して納入することになっています。しかし、郵便局に口座のない組合員は支部の役員が手集金で集めなくてはならず、また自動払込制度でも残高不足で集金できないケースもあり、組合費を滞納する組合員がどうしても一定数出てしまいます。それでも、支部の財政担当者の中には、滞納した組合費を回収するために奥三河の津具村まで出かけたり、滞納している支部組合員の組合費を支部が立て替えて本部に納入するという大変な努力をはらって財政活動をささえてきました。

また、最近では労働相談で加入する組合員が増えていて、その多くは自らの相談事件が解決すると組合と疎遠となり組合費を滞納しがちです。従って、2005年8月末時点で組合員数は336名ですが、実際には毎月きちんと組合費を納入する組合員は280名ほどにとどまっています。なお、毎月、本部組合費とあわせてきずな共済会費、争議資金、闘争資金、専従者生活保障基金（以下、専従基金）、支部組合費を徴収することにしており、本部組合費を滞納するということは、経常財政だけでなくその他の財政にも深刻な事態をもたらすこととなります。

## (3) 2004年4月末（2003年度決算時）における財政状況について

組合の主たる収入は組合員が納める組合費であることは言わずもがなです。しかしながら、きずなの場合、先述した通り組合費徴収に困難性をともなうだけでなく、組合費については組合員の自己申告制をとっていること、ほとんどの組合員が中小零細企業で働く労働者であり賃金が低いこと、さらにはパートやアルバイトなどの非正規の労働者が少なくないことなどから、平均組合費が低額です。ちなみに2004年4月末における平均組合費は月額1260円で、組合員数は329名でした。組合費が低額であっても組織拡大がすすめば組合費収入も確保できますが、これも地域労働組であるが故の特殊性があり、なかなか前進が出来ない現状にあります。たとえば、最近では愛労連の労働相談センターを通じての労働相談による組合加入が増えています

が、自らの事件が解決すると組合を辞めるか、組合にとどまっても日常的な活動への参加が難しく組合費の支払いも滞りがちになる場合がほとんどです。しかもこれらの相談の多くは、個別労働紛争や労働争議に発展する可能性も高いものがあります。きずなは地域労働組合ですから、本来なら地域支部が組織拡大で大きな成果をあげることが望まれますが、支部の役員が働きながら労働相談をはじめとする地域での活動を展開することには限界もあり、地域支部での組合員拡大はなかなか前進を築くことができないのが現状です。結局、2003年度は、22名の組合員拡大をはたしましたが、一方で45名の脱退者を出してしまいました。脱退者のうち19名は、現在、愛知県労働委員会で不当労働行為救済審査中の丸三食品分会の会社からの攻撃によるものでした。

このような事情もあり、2004年4月末、決算時の財政状況は、乙10号証がしめす通り、67万円余を争議資金から借り入れ、さらに専従基金から60万円余（前年度実績30万円）を繰り入れて決算しなければならない状況でした。それは組合費収入が6,550,000円という予算に対し実際には5,200,225円と大幅に少なかったことにくわえ、事業収入で48万円、小口募金で65万円のそれぞれ前年比減収が重なったことによる収入不足のためでした。事業収入では愛知共済会からの専務理事手当が2ヶ月分にとどまったこと、小口募金では、争議の解決金カンパが大幅に下まわったことが前年比減収の原因でした。

こうした状況をふまえ、次年度予算編を考えた時、愛知共済会からの専務理事手当はゼロとなり事業収入がさらに減収することが予想されること、小口募金による収入は不確定であることなどから、専従基金からの繰り入れ額を増額したとしても、収入不足は避けられない状態でした。きずな共済会からのこれ以上の借り入れや、争議資金・闘争資金の取り崩しは無理であり、固定費の削減に着手せざるを得なくなり、改めて専従役員の賃下げとあわせて専従事務員の雇用継続は困難という判断に至りました。

#### （4）争議資金・闘争資金について

きずなは、貯木・アオイ争議（1992年～97年）、東洋学園争議（1995年～99年）と同時期に2つの大きな争議をかかえました。当時は、蓄えがまったくなかったため、裁判等の争議資金をそのつど組合員からのカンパに頼らざるを得ませんでした。この経験から、今後増えていくことが予想される解雇事件や争議に対して、後追いの資金づくりではなく、財政的にきちんと対処していく必要を痛感し、第16回定期大会（1995年10月開催）で、争議資金・闘争資金の積み立てを決議し

ました。その内容は、争議資金・闘争資金ともそれぞれ1口月額100円とし、組合員が1口以上を基準に自分が拠出できる口数を決めて納入し、資金は経常財政とは区別して積み立てることとしました。なお、争議資金は裁判および労働委員会への提訴費用に、闘争資金は解雇や権利侵害の闘争費用にあてることとし、取り組みはあくまでも任意としました。現在、177名、350口余の協力で資金が積み立てられ、それぞれ年間32万円程度（2004年度実績）が積み立てられています。2005年8月末現在のそれぞれの資金の残高は、闘争資金が736,656円、争議資金が1,356,538円、合計2,093,194円となっています。

これら資金の積み立て額は、2001年度の4,138,503円をピークに年々減少し続け、現時点ではピーク時の約半分近くにまで減少しています。その要因としては、争議が増えたこともありますが、これら資金が本来の目的以外の用途で使われてきたことによる影響も大きいと言わざるを得ません。2002年度には、経常財政の赤字補填のため闘争資金から97万円余を貸し出しています。さらに、2002年度には丸三食品分会（豊橋市）とホテイクリーン分会（江南市）という職場分会が誕生したことにともない、オルグ交通費が急激にかさみ、3万5千円という経常予算の枠では収まりきらない事態が発生しました。やむなくオルグ交通費を闘争資金会計から拠出することになり、以後今日までオルグ交通費は全額闘争資金会計で賄っています。また、きずなが入居する労働会館本館4階の印刷室の共同分担金年額16万8千円についても2002年度と2003年度分は、闘争費から拠出しています。こうした経常財政の固定費の一部を闘争資金で賄わなければならなくなったため、闘争資金の支出額が2002年度より大幅に増加することになりました。こうした事態に直面し、本部執行委員会は2004年1月には、闘争資金の新規開始や口数増を組合員に訴え、資金の確保をはかりました。争議資金では、2004年以降、ホームセンターナカイ事件、丸三食品事件、ダスキんくすのき事件などの提訴費用にくわえ、2003年度決算時に、経常財政の赤字補填のため67万円余を貸し出し、さらに先述した通り従来争議資金として積み立ててきた争議解決金カンパを2002年度以降は、経常財政の収入の部に小口募金として計上するようにしてきました。その結果、積み立て額が年々減少してきています。以上のことから、争議資金・闘争資金の積立額の減少が止まる見通しはまったくなく、解雇事件や争議に財政的にきちんと対応していくためには、現状では極めて不十分な状態です。

#### （5）専従基金について

専従基金とは、専従者給与の安定した支給と将来の生活安定に資する目的で創設さ

れた基金で、2002年10月より始められたものです。組合員1人あたり月額300円を毎月の本部組合費と一緒に納入することにしており、争議資金や闘争資金とは違い組合員の義務的なものであり、本年8月末現在の積み立て残高は、309,000円です。基金の支出については、そのつど常任執行委員会の決済によっておこない、その後の本部執行委員会・中央委員会に報告し確認を得ることとなっています。

合田さんは、「専従基金は賃金保障の安定的財源であるのに、大竹専従の退職金の準備にまわすために、自分の給与の支払いには使えない」と主張していますが、専従基金の現状を考えたとき、私の退職金の準備はおろか、社会保険加入の目処も立っていません。だいたい、専従基金を私の退職金の準備にまわすなどということ、きずなの役員の誰が言ったのか教えて欲しいです。今年度予算編成時には、「経常財政については、基金を前提にした予算編成はおこなわないようにする」という専従基金の会計処理規則をあえて違えて、収入の部に専従基金からの繰り入れとして72万円を予め計上する予算案をめぐって、常任執行委員会・本部執行委員会では活発な議論となりました。結局、3万3千円の繰越金だけでは当座の運転資金にもならないということで、この予算案を承認せざるを得ませんでした。従来は、組合の決算時に愛知共済会からの専務理事手当が事業収入として入ってきていたため、それを当座の運転資金とし、家賃をはじめとする固定費の支払いにあてることができました。しかし、昨年同時期、愛知共済会からの専務理事手当がなかったため、本部組合費と一緒に徴収した争議資金・闘争資金を当座の運転資金として一時的に流用しました。その結果、半年近くの間、組合員から徴収した争議・闘争資金が本来の会計に支払われなかったことがあり、争議・闘争資金の残高が極めて不十分な現状では、昨年のような不正常的な事態を避ける他なく、私自身問題を感じながらも財政部の予算提案を承認せざるを得ませんでした。この予算案は、第26回定期大会で予算として承認され、現在はこの予算にもとづいて財政執行されています。しかし、年度途中で専従者への賃金支払いができない事態が発生すれば、そのつど専従基金からの繰り出しが必要となります。また、来年度の予算編成時においても今年度同様、予め専従基金を前提にした予算を組まなくてはならない状況であり、専従基金が底をつく可能性もあります。

#### (6) まとめにかえて

合田さんは、争議資金・闘争資金・専従基金の会計と経常財政の会計を合計し、資産－負債で考え、「組合の財政は債務超過から回復した」と論じていますが、それは先述したことをふまれば、乱暴な主張であると言わざるを得ません。争議資金・闘争資金・専従基金とも、組合の資産であることは間違いありませんが、これらの資金

は組合活動上必要であるとの理由からそれぞれ使用目的を限定したものです。しかもそうであるにもかかわらず、これらの資金や基金の現状は、限定した使用目的のほかには経常財政を支える恒常的な財源として使わざるを得ない不正常的な状態にあるのです。このような不正常的な財政状況を続ける限り、そう遠くない時期に組合は財政的に立ちゆかなくなることは必至です。

このような事態を憂慮し、2004年4月より「財政検討委員会」を立ち上げ、11回におよぶ委員会での議論の末、2005年4月10日に「答申」を発表し、全組合員に対し組合費のあり方についての議論を呼びかけています。なお、2005年度予算において、私の一時金を2年連続でカットし、新聞購読も中止し、ダスキンとの契約も解除して固定費の削減を実施しています。専従役員の賃金だけでも、前専従役員である河井さんの頃と比べ、年間54万円を削減しています。また、私自身も、使用者との団体交渉や支部会議への出席など日常業務に使用している自動車の燃料費は自己負担していますし、事務所近くの大型スーパーの駐車場を利用することで毎月の駐車場代を浮かすなどして、出来る限り固定費の削減に協力しています。

## 7、最後に

大幅な組織拡大がなければ、財政再建も要求の前進もないことは、誰もが認めることです。残念ながら、きずなは1990年代に入り、毎年のように組合員を減らし続けてきました。今回の事件の根本的原因もこの組織後退にあります。今回の合田さんの問題を通じて、組合にとって組織拡大は、組合の存亡をかけて取り組まなくてはならない課題であることがより鮮明になりました。だからこそ、合田さんの問題は組合全体の問題であり、すべての組合員がこの問題を考えてきました。この間、合田さんが所属する尾西支部では、幾度となくこの問題での話し合いを繰り返してきました。常任執行委員会と合田さん本人との話し合いを持ち、本部執行委員会、中央委員会、定期大会でも、検討をかさねてきました。合田さんの要請を受けて話し合いをもった支部もありました。また、合田さんは、私と前任の河井さんの二代にわたる専従役員と陰悪な関係をつくり、まともに業務を行おうとしないばかりかその専断的な行動により業務にや組合に混乱をもたらし、頻繁に事務所を空けるなど、その就労態度は極めて不良でした。くわえて、自らの労働時間を30分水増しして申告し、賃金を受け取るなど、その就労実態は、到底組合員の支持を得られるものではありません。当労組は、組合員が県下各地の職場に一人で点在し、日常的に頻繁に集うことが難しい個人加盟の地域労組です。さらに、毎月の組合費は低額で、その徴収も職場を単位と

